

株式会社小坂工務店 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～ 令和 9年 3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員 取得率 30%以上

女性社員 取得率 80%以上

<対策>

- 令和 6年 8月～ 産後パパ育休など、男性の育児休業の種類について社員へ啓蒙
- 令和 6年 11月～ 外部講師を招いて研修会を実施

目標2：年次有給休暇を平均 13日以上取得できるようにする。

<対策>

- 令和 6年 5月～ 取得可能な有休の種類を社員へ周知
- 令和 6年 10月～ 部門長へ取得状況を定期的に報告し、休暇を取得しやすい体制作りを願う

目標3：積極的にインターンシップを受入、職業訓練の機会を提供する

<対策>

- 令和 6年 7月～ 関係各所へインターンシップや探求学習の受入について名乗りを上げる
- 令和 6年 10月～ 学生の成長の機会を与えられるような体験メニューを企画し、受入する。